

平成 27 年度健康づくり支援事業委託業務の契約希望者の公募について

平成 28 年 1 月 21 日

(公財) いわて愛の健康づくり財団

当財団では、生活習慣病の予防に関する普及啓発等を実施することにより、腎臓病や心疾患等の臓器移植を必要とする疾患の発症を予防し、県民の健康づくりの取組みを推進するため、標記事業を実施しています。

つきましては、平成 27 年度の当該委託事業の実施(受託)希望者を募集しますので、受託を希望する場合は、別紙「平成 27 年度健康づくり支援事業実施希望届」を平成 28 年 2 月 5 日(金)正午(必着)までに、(公財)いわて愛の健康づくり財団事務局(〒020-8570 盛岡市内丸 10-1 岩手県庁 9 階 健康国保課内)に提出してください。

なお、届出者が 1 者の場合には、その者を「契約候補者」とし、2 者以上の場合には別途企画提案等の方法により「契約候補者」を選定します。

おって、「契約候補者」となった場合は、別途見積書を提出していただき、当財団の定める予定価格の範囲内であれば契約することとなりますので、「契約候補者」となったことによって契約することを確約するものではありません。

御不明の点は「(公財)いわて愛の健康づくり財団事務局：電話 019-622-6773」にお問い合わせ願います。

記

1 資格要件

- ① 県内に主たる事務所を有する団体(法人格の有無は問わないが、個人は不可)で、2 に記載する業務の実施が可能な者であること。
- ② 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号のいずれの規定にも該当しない者であること。
- ③ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立がなされている者(ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、岩手県から入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。)でないこと。
- ④ 岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準(平成 23 年 10 月 5 日出第

116号)に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。

- ⑤ 岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準(平成7年2月9日建振第281号)、建設関連業務に係る指名停止等措置基準(平成18年6月6日建技第141号)、物品購入等に係る指名停止等措置基準(平成12年3月30日出総第24号)などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- ⑥ 岩手県県税条例(昭和29年条例第22号)第3条に掲げる税目及び消費税に滞納がないこと。
- ⑦ 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

2 委託業務の内容

岩手県内で、生活習慣病の予防に関する普及啓発等を目的として、健康づくりに関する教室等の開催を行うものとする。

ア 健康づくりに関する教室等の開催

県民(特に若年層)を対象に、生活習慣病の予防に関する普及啓発等を目的として、県内で委託期間内に3回以上の健康づくりに関する教室等を開催

イ その他

広報等の媒体を利用して広く県民を対象として、上記開催の募集広告を行うとともに、生活習慣病の予防に関する普及啓発等を行うものとする。

3 委託期間

(契約日)から平成28年3月31日まで

別紙

平成 27 年度健康づくり支援事業委託業務実施希望届

(公財)いわて愛の健康づくり財団
代表理事 鎌 田 英 樹 様

届出者(団体の名称)

代表者

印

標記業務の受託を希望しますので、下記のとおり届出します。

平成 28 年 月 日

記

- 1 団体名
- 2 主たる事務所の所在地